

## 吉野川第一期改修百周年に向けて⑦

～板野郡桧村川縁田畠大綱絵図と関係文書～

徳島県立文書館 館長 金原 祐樹



### はじめに 一連載1年を迎えて一

令和5年11月に「吉野川探訪」の新しい形での連載が始まり丸1年、7回目を迎えました。5人の歴史資料にかかわる専門家によるリレーでの連載という形式で、写真や図版をなるべく多用して、難解な古文書も理解しやすいようにそれぞれの書き手が工夫を凝らしながらここまで続けてきたつもりです。

私は、特に河川土木の専門家ではないので技術的なことを書くことはできません。一方書き手はそれぞれの関心を元にして書いていくしかありませんが、お互いの意図を共有化するために編集部を中心に半年に1度は打ち合わせを行いながら進めているところです。感想や疑問点があれば、是非編集部にお寄せいただきたいと思います。お答えできるものは今後の連載の中でお答えし、また連載の参考にさせていただくようにしたいと考えています。

川による水害には、前回（Vol.62）松下さんが取り上げた、大雨による川の増水に伴い発生する堤防等の決壊による一時的で広範な地域に起こる洪水被害とともに、徐々に発生していく河道の移動による被害があります。河道の移動による被害は、検地帳によって耕地と確定された土地を「川成」の状態に変えてしまい、把握されていた年貢の収納を不能にしています。こうして失われた土地に代わり、川の対岸には河道が移動することによって川底であったところに新しい土地が生まれます。こうした土地は「癒上り地（いえあがりち）」といわれています。

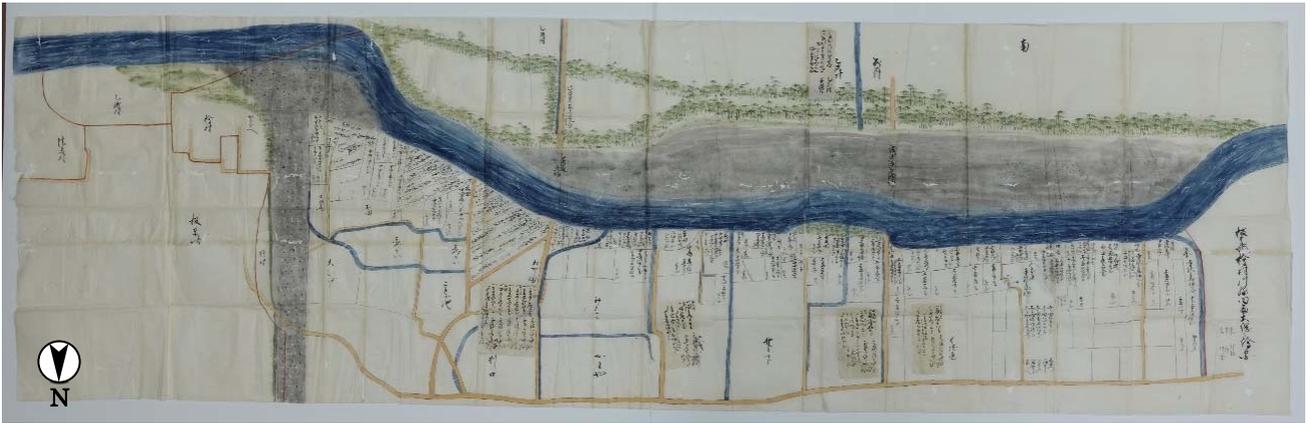
吉野川はその昔、徳島の平野を縦横無尽に河道が動いていたとされています。生活にかかわる耕地を安定化させるために、人びとはさまざまな技術を用いて河道を固定化する方向へ進みました。それでも、江戸時代後期まで吉野川河道の完全な固定化は技術上難しい状況にあったようです。根本的な解決のためには、村を越えた広範な地域で、大規模な予算を伴う工事が計画され、受益地域に負担を広く分担させる仕組みが必要となります。

吉野川では江戸時代後期になっても、河道が固定できないことによって問題がそこかしこで持ち上がっていました。今回は残された一枚の絵図を入りに、吉野川の河道が固定化できないという問題について検討していきたいと思います。

### 山田家文書「かわぶちでんばたたいこうの板野郡桧村川縁田畠大綱之絵図」とは

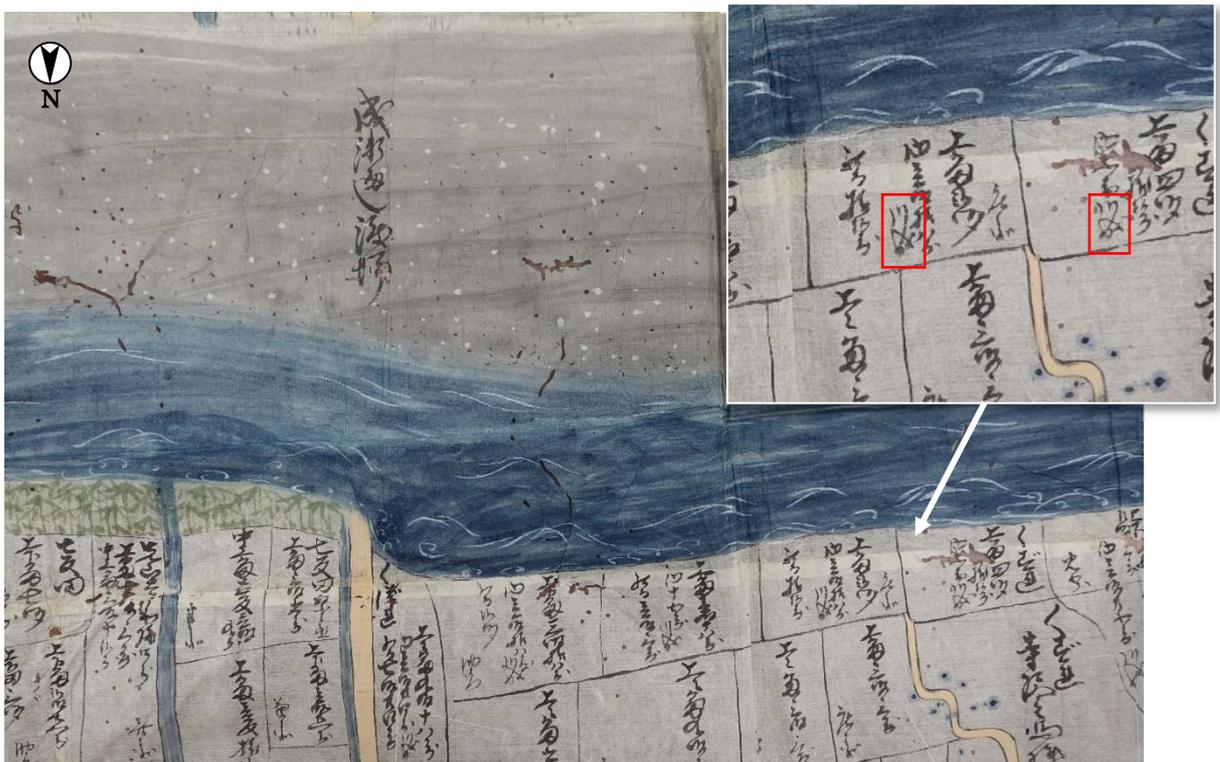
住吉村組頭庄屋山田家文書に、一枚の興味深い絵図が残されています。表題は「板野郡桧村川縁田畠大綱之絵図」（図1）といます。縦67cm×横219.5cmの和紙を貼り合わせた細長い紙の中央には、藍色で渦巻く流れの吉野川（現旧吉野川）が描かれています。表題から、板野郡桧村（現鳴門市大麻町）の吉野川縁における田畠の様子を描いたものであることがわかります。

基本的には、北岸の桧村と南岸の乙瀬村・成瀬村の村境であった吉野川縁の様子を描いたものですが、北岸と南岸では川岸の全く様子が違います。北岸の桧村側は、耕地に接するように吉野川の本流が流れていますが、南岸の乙瀬村・成瀬村側は、まず広大な川原が広がり、さらにその南に竹藪が生い茂っている土地が広がっています。



【図1】板野郡桧村川縁田畠大綱絵図（徳島県立文書館所蔵）全図（ヤ204864）

まず、桧村側の吉野川に接する耕地の様子（図2）を見てみると、吉野川に接する土地の多くは畠地で、中畠から上々畠という品位の良い土地であることがわかります。江戸時代中期から後期のこの地域で生産された作物を考えると、藍である可能性が高く、高い収益を上げていた土地であったと考えられます。



【図2】板野郡桧村川縁田畠大綱絵図（桧村側の耕地：「川成」の文字が見える）

さらに耕地の一筆ごとに記載されている内容を確認すると、「川成<sup>かわなり</sup>」との文字を見ることができます。桧村側の川沿いの品位の高い畠地を見ていくと軒並み「川成」と書かれています。この付近では、吉野川が北に河道を徐々に変えつつあり、桧村側の耕地が飲み込まれていたことがわかります。

絵図の東側、桧村の東、板東村との村境には板東谷川が流れています（図3）。この絵図にも水は流れていませんが、川原の様子が書かれています。板東谷川の東は、板東谷川の運んでくる土砂に押されて吉野川は大きく南に流れを変えます。また、連載3回目（Vol.59）で注目されていた堤防のある「かるかえ」の地名が見えます。それに比べて西側の桧村辺りでは吉野川は川のう

ねりによって北へ流れを変える圧力が強く、古くからある畠地が川の中に崩れ込んでいる様子を  
描いているのです。

次に乙瀬村・成瀬村側の吉野川南岸の様子（図4）を見ていきます。東西2ヶ所に吉野川渡し  
場とそれに続く2本の道が描かれています。この2本の道は、北岸の桧村と南岸の乙瀬村・成瀬  
村を結ぶ道でした。このうち、乙瀬村への渡し場の道が竹藪を横切る場所には、道の左右に竹藪  
の中に空間が広がっており、そこに「この道の左右に癒え上がり開き地・藪などござ候」と書か  
れています。乙瀬村付近では、北に河道が大きく移動したため、川底が河原となり、その南の元  
は河原であった場所が広大な竹藪となり、さらに耕地化し始めていることがわかります。



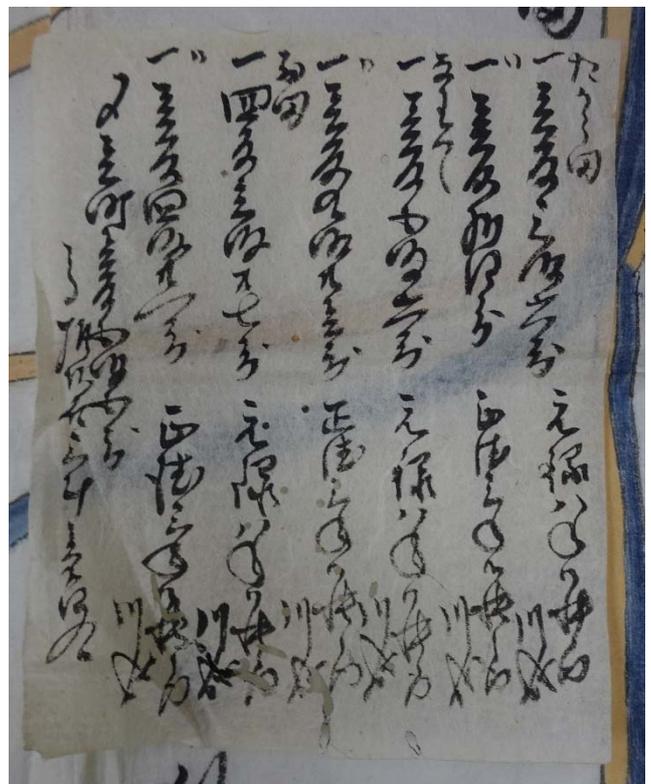
▲【図4】吉野川南岸乙瀬村側の癒上り地

◀【図3】板東谷川河口の様子

またこの絵図には5枚の付箋が貼られてい  
ます。この付箋のうち桧村側に貼られている4  
枚には、川成になった田畠の地名（小字）と広  
さと石高が書かれています。元禄8（1695）  
年と正徳3（1713）年の検地帳に掲載され  
た田畠が約1町5反、高15石余の土地が川成  
とあり、吉野川に飲み込まれて桧村の土地が失  
われたことがわかります。

成瀬村・乙瀬村側に貼られている一枚の付  
箋の方には、乙瀬村は8斗8升分ほど吉野川  
川成地引、成瀬村には1石1斗ほどの吉野川  
川成地引が書かれ、ほんの少しではありますが  
南岸の村側にも川成地が存在することを示  
しています。

このように確認していくと、この絵図は吉野  
川の河道が、支流などの影響により大きく変わ  
ることによって、住民が長い間翻弄され続けて  
来たことを伝えています。

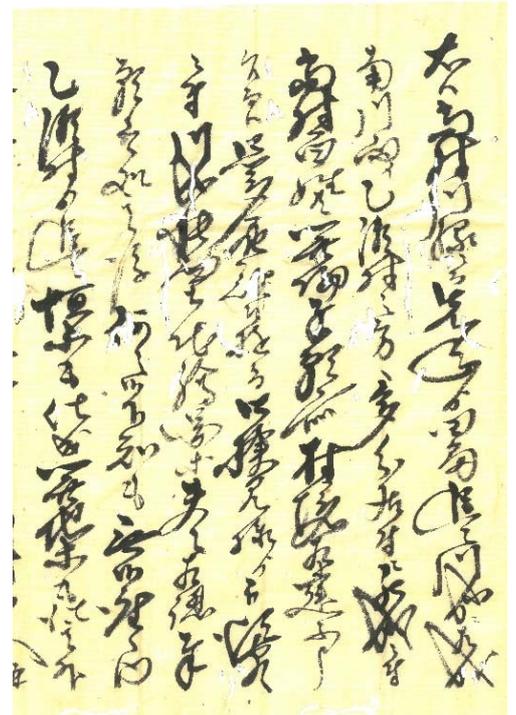


【図5】桧村宝田附近に貼られた付箋

## 絵図に関わる文書

この絵図は、桧村の村役人が現状を伝えるため作成して、藩より裁定に命じられた地域の組頭庄屋である山田家に残されたものであると思われます。山田家文書には絵図と同時に作成されたと思われる古文書に、文化8(1811)年閏2月に出された願書(図6 ㍻204847)があるので紹介します。右の写真は冒頭の部分で桧村川成の様子が書かれています。下はその本文を意識しています。

右ハ当村川縁二而、先年方田畠追々川成二相成  
南川向イ乙瀬村の方へ多分居付二罷成二付、  
当村百姓共開帰奉願候所、村境相建不申  
候而ハ御聞届難被遊旨、御検見様方被 仰聞候  
二付、川成帳面、土地絵図等夫々相認奉  
願上候処、其後何之御下知も無御座候内、  
乙瀬村方追々垣等も仕成開地等も仕、其外  
(後略)



【図6】 乍恐奉願上覚(桧村田畠川成に付) (㍻204847)

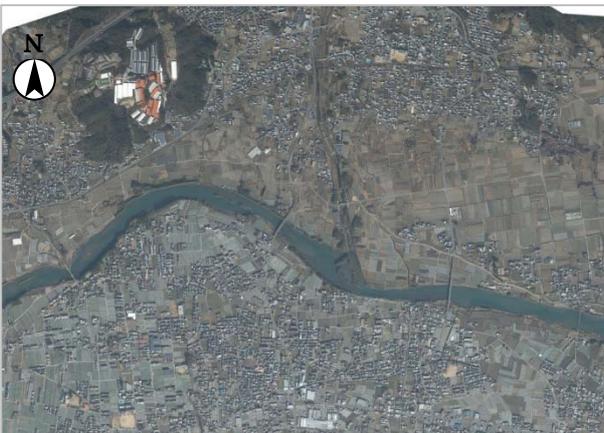
桧村の吉野川縁にて数年前から田畠がだんだんと川へ崩れ込む様な状態となり、南の川向かいの乙瀬村の方へ多くの新しい土地ができていっています。そこで桧村の百姓が川成になった耕地の代わりに土地の開発を願い出たところ、村境が確定しなくては聞き届けがたいということ、藩の検見役の方から伺いました。そこで、「川成帳」という帳簿と、土地の絵図(「板野郡桧村川縁田畠大綱之絵図」のことか)等をそれぞれ書き上げて提出しましたが、その後何のご決定もない内に、乙瀬村の人々が、勝手に垣根などを作り土地の開発を始めてしまいました。村境については、桧村・乙瀬村双方の百姓らが争っていますので、双方の役人と開発の願い人達立ち合いの上、紛らわしい場所についてはご決定があるまで手を出さないようにと決めておきました。そうしたところ乙瀬村側で、今年の春になり、徐々に草が一面に生えて来た土地を大きく囲い込み、さらに開墾を続けているという話も聞こえてきており大変困惑しています。

乙瀬村側の願い人は10名ばかりですが、全て生活に困窮しているようなものはありません。それに比べ桧村の願い人達は皆生活に困窮している者たちばかりです。詳しくは先日差し出した「川成引帳」および「絵図面」の通りです。

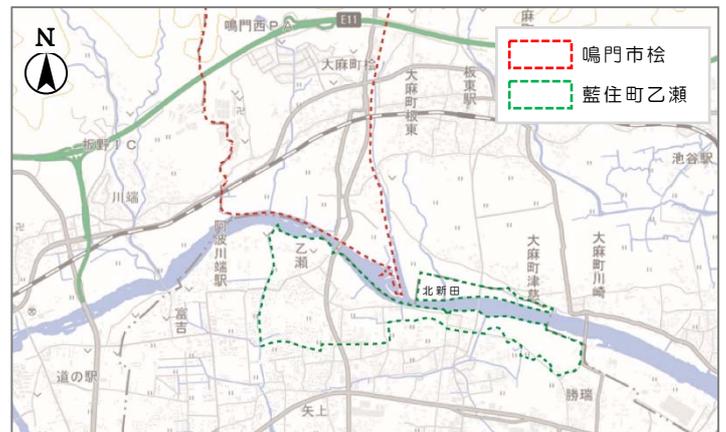
何度もお願いしており恐縮していますが、乙瀬村側の川南の新しい土地は、元々居住している屋敷にも近く心のままに土地の開発や草木の刈り取りを行い、大規模な土地の掘り下げを行い開発を進めようとしているようで、とても迷惑です。どのようなご決定でも結構ですので、この場所を直接ご見分いただき、桧村に土地開発を命じていただければ、お上の為にもなり、田畠が川成となってしまった桧村の名負い人達も困難な状況から抜け出せると思いますので、是非急ぎご決定を出していただければありがたいことだと思います。

この古文書は、板野郡桧村庄屋の矢野久太郎と五人組4人の桧村の村役人達が、板野勝浦郡郡代手代5名に提出した願書ですが、内済を命じられた住吉村組頭庄屋山田家に関連文書として郡代所から渡されたものと思われます。残念ながら「川成帳」は残っていませんが、この文書の右前の方に、桧村において検地帳で名負い人が確定している土地が1町4反余、これまで桧村で管理していた不明分（検地帳未記載）の田畠や空き地、御藪などを合わせると7町4反余程の土地が実際に吉野川に飲み込まれたことがわかります。その土地に代わり南岸の乙瀬村、成瀬村の方の川底だった土地が川の流れから外れ、乾燥して草が生え始め、「癒上り地」として耕地化することが可能な土地になりつつありました。特に、乙瀬村の人びとが屋敷から近いことを良いことに、垣根で囲い込んで開墾を始めようとしていることを聞き、多くの耕地を「川成」で失った桧村の人びとがこの願書を提出し、両村の関係者立ち合いの上、村境が確定するまでの双方とも開墾に着手しないことを決めたことを報告したうえで、検見方役人によるさらなる現状の確認を求めたのです。

このように、村境が河道になっている場所で河道が移動した場合は、失われた耕地分は、権利として川向こうに現れた新しい土地の耕作権を得ることができることになっていました。しかし、そのためには少なくとも検見役など藩役人の確認によって村境を確定する必要があったようです。こうしたことが重なれば、吉野川では川向こうの飛び地が多数生まれることとなります。この絵図でも東の方板東谷川の河口付近では、乙瀬村の川北への飛び地が見られ（現在でも北新田という字名が見られます）、この近辺では吉野川河道が南へ移動していった様子を知ることができます。



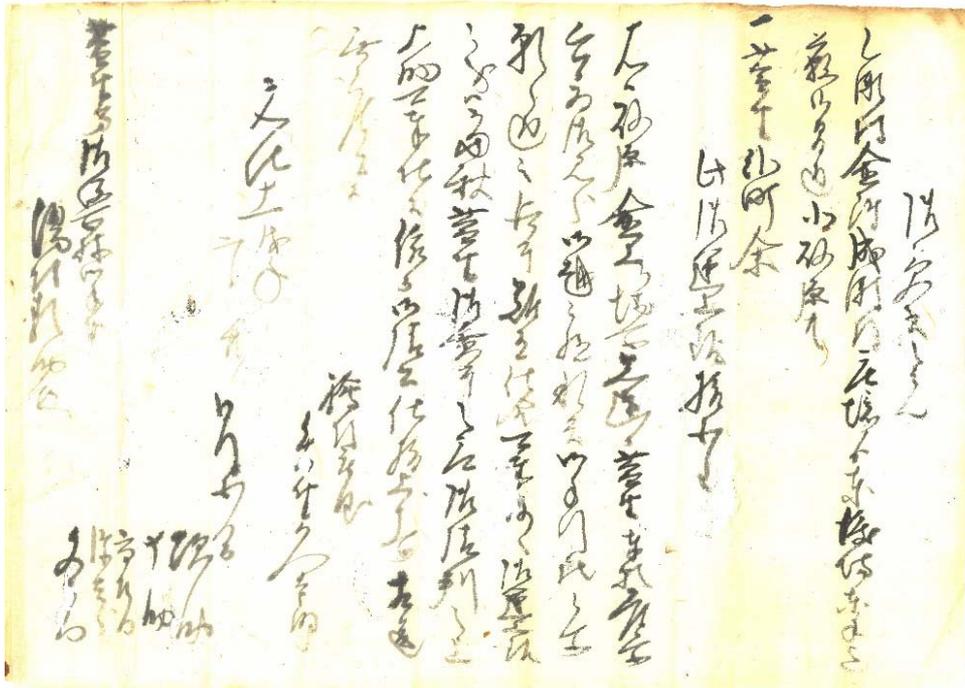
【写真 1】現在の鳴門市大麻町桧と藍住町乙瀬周辺の様子（令和 3 年航空写真）



【図 7】現在の鳴門市大麻町桧と藍住町乙瀬周辺地図（国土地理院地図に字界を加筆）

しかしこの川を挟んだ土地争いの決着には、さらに6年程の歳月がかかっているようです。その後の古文書を見ていくと、まず、申（翌9）年2月14日付の願書（ヤ204840）には前年と同じように、乙瀬村側での癒上り地開発の差し止めと、正式に開発を進めるために再びご見分を求めている文書が残されており、決着にはほど遠い様子であることがわかります。

次に文化11（1814）年2月20日の受書（図8 ヤ204845）は、吉野川の南岸、成瀬村との境より東手の乙瀬村側川岸に現れた2間（3m60cm）ほどの藪および砂原について、桧村の村役人の手引きにより藩の萱野方役人が見分に訪れ、萱野2町歩に対して年間15匁の運上銀（売り上げから支払う税金）を上納することを決定し、渡された下札（さげふだ・開拓許可の証文）を受け取ったことを証明する受書を桧村が萱野方に提出したものです。この文書によって吉野川の南岸に桧村の土地があることは一部ながら正式に認められたこととなります。



【図 8】御受書之覚（乙瀬村癒付萱野の件）（ヤ 20204845）

<p>萱野方御役所様御手代 湯村類助殿</p>	<p>文化十一年 二月廿日</p>	<p>同村五人与 次助 十助 市左衛門 弥太郎 文右衛門</p>	<p>御受書之覚 乙瀬村癒付成瀬村庄境方東添場東手迄 敷式間通北砂原共 一萱野式町余 此御運上銀拾五匁 右ハ砂原癒上り場所、先達而萱野奉願御座候所 今日御見分御越被遊、私共御手引仕候所、 願之通被 仰付難有仕合可奉存候、御運上銀 之義ハ当秋萱野御口付之節、御請判之上 上納奉仕候、依而御請書仕指上申所相違 無御座候、以上</p>	<p>桧村庄屋 矢野久太郎</p>
-----------------------------	-----------------------	--	--	-----------------------

しかしこの桧村と乙瀬村の村境争いは、まだ決着がつかなかったようです。丑(文化14年)4月6日の濟口証文(ヤ204841)を見るとその解決には、藩から仲裁を命じられていた第3者である住吉村の組頭庄屋山田五郎左衛門が何度も調査を繰り返し、ようやく明和4(1767)年の際に桧村と乙瀬村の双方の代表者立ち合いの上で村境を定めて埋めた杭木を元に、村境を決めることに同意しました。この結論を見ると、桧村としては南岸の土地を一部得ることはできましたが、少し古い基準で村境が定められてしまったため、失った耕地に対して十分な再開発地を

確保することはできなかったようです。現在では旧吉野川の河道が鳴門市字桧と藍住町乙瀬の境界となっています。少し前まで、吉野川の南岸に字桧の土地が残っていましたが、けっして広い土地ではありませんでした。

桧村と乙瀬村の2村は、吉野川流域の藍作の中心地に当たる村で、特に川沿いの土地は災害がなければ高い収益を上げられる場所であり、川成によってこれらの土地を失うことは、桧村にとって大きな損失であったでしょう。耕地を失った村人の多くは困窮人となり川向こうの新地開発まで手が回らなかったのではないかと思います。

それに比べ乙瀬村の住人は広い新開発地を住居地の近くに控え、藍作による資本もあり、余裕のある開発を行っていたようです。山田家文書には明和7（1770）年5月10日の古文書として、乙瀬村の願い人6名が、桧村への渡し場往還道の側にある5反程の藪地を畠に変えるため年間銀60目を支払うことを約束し、御蔵所（年貢の管理等を行う役所）から得た下札の写し（ヤ204839）が残っています。乙瀬村の人びとは、いち早く桧村境の癒上り地開発に手を打っていたのです。



## おわりに

これらの絵図と古文書により、吉野川の河道移動に伴う耕地の所有権について、数年間に渡って激しい隣村同士の争いとなった様子を知ることができます。しかし、護岸や堤防工事によりこうした河道の移動がなくなれば、争いが起きることはなくなるはずで、その後進められ、吉野川第一期改修の連続堤防で完成することとなる吉野川の直流化は、河道の移動などによるさまざまな弊害を無くして無用な争いや手間を減らすためにも、重要な政策だったと言えるでしょう。

## 現在の桧・乙瀬附近



【写真 2】 桧橋上から見た乙瀬



【写真 3】 乙瀬側から見た桧橋と桧



【写真 3】 桧橋から上流の旧吉野川



【写真 4】 桧側は河岸の藪を越えると耕地が広がっている